

トキ野生復帰にむけて

29

佐渡トキ保護センター野生復帰ステーションが完成しました

佐渡トキ保護センターで飼育されて

いるトキを野生に戻すための訓練施設として、国が県に委任し、平成16年度から3か年継続事業で建設してきた、佐渡トキ保護センター野生復帰ステーションが新穂正明寺地区に完成し、3月28日に竣工式がとり行われました。

当日は、行政関係者、国会議員、県会議員、地元関係者らが出席して施設の完成を祝いました。陶芸家の池田脩二さんによる「トキに捧ぐ」と題するオカリナの演奏が披露されました。

平成19年度中に佐渡トキ保護センターからこの野生復帰ステーションにトキを移し、「飛行」、「エサとり」、「集団生活」、「繁殖」等の訓練をはじめま



す。訓練が順調に進めば平成20年にも自然界に試験放鳥し、平成27年頃には小佐渡東部に60羽のトキ



を野生状態で定着させる計画です。

施設の概要

事業年度：平成16年度、平成18年度

総事業費：14億3千万円

敷地総面積：22.6ha

主な設備

〔順化ケージ〕自然状態でエサをとる集団で生活する、飛び回るといった能力を身につけるケージで、幅50m、長さ

80m、高さ15m、面積約4,000㎡の大きさで1棟です。

〔繁殖ケージ〕繁殖能力を身につけるケージで、幅18m、高さ7m、面積約200㎡の大きさで、8棟あります。

〔管理棟〕施設全体を管理する建物

ドジョウ養殖助成事業

佐渡トキ保護センターでは現在94羽のトキが飼育されています。

飼育しているトキにはエサとしてドジョウと馬肉を主体とした人工飼料を組み合わせて与えており、その量は年間約6tにもなります。

このうち、ドジョウは2tで、現在センターではそのほぼ全量を東京の築地市場や大分県、秋田県の養殖業者等から購入していますが、今後、個体数の増加に合わせてドジョウの需要の増加が見込まれます。

鳥内では一部で先進的な取組が行われていますが、生産体制はまだ確立されていないのが現状

で、延床面積は約380㎡です。見学については、現在、受入準備中のため、佐渡トキ保護センター野生復帰ステーション（〒24 6151）にお問い合わせください。

市では島内での生産体制を確立するため「ドジョウ養殖助成事業」を平成18年度から実施しています。この事業は、島内でのドジョウの生産体制の整備を図り、佐渡トキ保護センターやトキ野生復帰ステーションへの供給ができるように、ドジョウ養殖を新規にはじめる農家や事業所に対して、資材費や工事費など必要経費の一部を助成するものです。

人工ふ化技術の確立などまだ課題も多くありますが、市では県と連携して養殖技術の研修会を開催して養殖に取り組む方の支援をしています。この助成事業については、環境課トキ交流会館にお問い合わせください。

環境課 トキ交流会館

〒24 6040





世界文化遺産登録に向けて

国・県指定文化財

(一) 史跡佐渡奉行所跡 ①

○佐渡奉行所の歴史

佐渡奉行所は、相川の町並みを一望できる、上町台地先端の相川広間町に所在します。慶長6年(1601)に相川金山が発見されると、慶長8〜9年にかけて、大久保長安によって沢根の鶴子にあった陣屋(役所)が相川に移されました。移転当初は相川陣屋と呼ばれていましたが、元和4年(1618)の幕府体制の改正によって佐渡奉行所となり、それま



昭和17年焼失前の佐渡郡役所玄関

で島内を支配していた佐渡代官も佐渡奉行と呼ばれるようになり、当時の奉行所は、陣屋のほかに花畑や茶室などがあり、大変豪華なつくりであったといわれています。

その後奉行所では増築や改修が繰り返し行われ、元和7年(1621)には小判をつくる後藤役所が建てられ、宝暦9年(1759)には作業の効率化と金銀の密売防止を図るため、相川町内の金銀精錬工場を集めた寄勝場(きしかた)が作られました。また奉行所は、江戸時代5回の火災にあっており、その都度建て替えも行われ、安政6年(1859)に再建された建物は、明治維新後も佐渡県・相川県・佐渡郡役所などに利用されました。

昭和4年(1929)、江戸時代の建物の一部が残っていたことから、国の史跡に指定されましたが、昭和17年の火災によって焼失し、残念なことにその翌年に史跡指定解除となつてしまいました。火災後の跡地には相川警察署や相川中学校が建てられました。佐渡金山遺跡を国指定にしよつという動きが強まり、昭和33年に佐渡奉行所跡として新潟県の



復元された佐渡奉行所

史跡指定を受けました。そして平成6年(1994)、相川中学校移転に伴い、道遊の割戸や宗太夫間歩などとともに、再び国史跡に指定されることとなりました。その後、平成10年まで発掘調査が行われ、復元工事を経て、平成13年より一般

○佐渡奉行所の役割

公開され、現在に至っています。

慶長6年(1601)、佐渡は徳川幕府の直轄領となり、慶応4年(1868)までのべ102名の奉行が任命されました。当初は4人の代官による支配が行われましたが、相川へ陣屋が移転してからは、1人または2人の体制がとられました。奉行が2人体制のときは、1人は佐渡、もう



江戸時代の佐渡奉行所の様子(年代不詳、大安寺所蔵)

1人は江戸と、お互いに交代で赴任していました。1人体制のときは年に数回佐渡に入国するのみで、常時佐渡に滞在することはありませんが、奉行の留守中は、奉行を補佐する広間役という役人が政務を代行

しました。佐渡奉行所では、金銀山の管理のほかに、島内の年貢などの財政に関わることや、戸籍や警察、裁判に関する事務、外国船の監視など、実に多様な職務を行っていました。しかしそれ以上に、敷地内に金銀の精錬工場をもち、小判の鑄造を行うなど、他に例をみない実にユニークな点が佐渡奉行所の特徴であるといえるでしょう。

教育委員会

世界遺産・文化振興課

☎ 27 4170

